

添付法令資料 2 :

韓国海洋調査及び海洋情報活用に関する法律 (目次)

2020年2月18日法律第17063号により制定 2021年2月19日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第6条)
- 第2章 海洋調査
 - 第1節 通則 (第7条ないし第13条)
 - 第2節 海洋観測 (第14条ないし第18条)
 - 第3節 水路測量 (第19条ないし第21条)
 - 第4節 海洋地名調査及び海洋地名の制定等 (第22条ないし第24条)
- 第3章 海洋調査技術者、海洋調査・情報業及び海洋調査装備
 - 第1節 海洋調査技術者 (第25条ないし第29条)
 - 第2節 海洋調査・情報業 (第30条ないし第39条)
 - 第3節 海洋調査装備 (第40条及び第41条)
- 第4章 海洋情報の活用
 - 第1節 海洋情報 (第42条ないし第46条)
 - 第2節 海洋情報刊行物 (第47条ないし第52条)
- 第5章 補則 (第53条ないし第61条)
- 第6章 罰則 (第62条ないし第66条)
- 附則